

銃刀法改正による規制

宮城県警察本部 生活安全部
生活環境課に確認してきました。
規制の対象は、形状が “剣”
（ “両刃” または “安易に両刃に改造出来る形状の先の尖った刃物” ）
で、刃渡り 5.5 cm 以上の物だそうです。
したがって、我々が通常使っている
シーナイフ、包丁等は OK だそうです。

2009.07.31

MORC 副理事長 森田

平成21年1月5日 法律施行

銃刀法改正

刃渡り**5.5cm**以上の剣が所持禁止



剣とはどのようなものですか？
ダガーナイフなど上の図のような両側に刃が付いた刃物です。

法律が施行された時点で既に所持している刃渡り5.5cm以上の剣は？
平成21年7月4日までに処分等してください。
(西日本区に処分等すれば、罰金等はありません。)

具体的な処分方法は？
警察に処分を依頼するか、又は輸出業者や廃棄業者に輸出や廃棄を依頼してください。

平成21年1月5日以降に刃渡り5.5cm以上の剣を手に入れたら？
不法所持になり、罪に問われることになります。
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

警察庁